様式第13号（第13条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都留市長　　　　　　　　印

勧告書

　　貴殿の使用する下記の井戸について、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても措置が講じられていません。

つきましては、都留市地下水保全条例第21条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の設置場所 |  |
| 勧告に至るまでの経緯 |  |
| 勧告の内容 |  |
| 勧告措置期限 | 年　　　月　　　日 |

・勧告措置期限までに上記勧告の内容に係る措置を講じた場合は、当該措置を講じた日から起算して15日以内に市長に届出をすること。

・勧告措置期限までに正当な理由がなく上記勧告の内容に係る措置をとらなかった場合は、都留市地下水保全条例第22条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。